



Title	<書評>朝倉輝一『討議論理学の意義と可能性』
Author(s)	舟場, 保之
Citation	メタフュシカ. 2004, 35(2), p. 145-152
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/10248
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【書評】

朝倉輝一『討議倫理学の意義と可能性』¹

舟場保之

J. ハーバーマスは、現代ドイツを代表する哲学者として、主要な著作のみならず、新聞や雑誌に掲載された時事的な発言に至るまで、数多くのものが邦訳されている。ハーバーマスの入門書やハーバーマスをメインに据えた研究書の類は少なくない。さらに、これらの入門書や研究書のうち、ハーバーマスが1970年代初めから提唱するようになった討議倫理学について、何らかの形で言及するものが大半を占めていることもたしかである。しかし、討議倫理学という名称をそのままタイトルに含む著作は、評者の知るところ現在朝倉氏のものが唯一である。「ハーバーマスの討議倫理学の理論的形成の流れを視野に収めた論考は寡聞のため知らなかつた」(232)とあとがきで記されるように、実際、ハーバーマスの討議倫理学がどのような経緯を経て形成され彫琢されていくかを主題として、綿密に分析し、その意義と可能性をさぐる本格的な試みは、これまでなされてこなかったと言えるだろう。こうしたコンテクストにおいて、『討議倫理学の意義と可能性』は非常に意欲的な仕事である。以下では、まずは本書において論じられている事柄を各章ごとに要約する。次に、全体を振り返り討議倫理学の意義と可能性がどこに見出されているのかを明確にする。最後に、評者にとってのいくつかの疑問点を論じることにしよう。

「複合的社会における理性的同一性形成の可能性」というタイトルがつけられた序論では、本書全体のもつ方向性が示されている。現代社会においては、多元的な価値観ができるかぎり尊重されるべきであると考えられており、これまでとは異なり、特定の伝統や形而上学によって個々の行為を正当化することが困難になっている。しかし、行為の「正当化」が問題とされる以上、現代社会においてなお、合理性を確保することが可能であると考えられているのであり、ハーバーマスは一貫して合理性について包括的な理論を構築しようとしてきた。その成果

¹ 朝倉輝一『討議倫理学の意義と可能性』、法政大学出版局、2004年。引用箇所のページ数を丸括弧内に記す。

が討議倫理学として結実するわけである。したがって、「討議倫理学は、このような〔正当化の〕課題にどう答えることができるのだろうか」(2)という問題提起に対する解答が、討議倫理学のもつ意義と可能性として第一章以下に展開されることになる。

第一章「二つの論争——討議倫理学構想の契機」においては、ハーバーマスが解釈学論争およびシステム論論争を契機として、どのように討議倫理学を確立するようになったかが論じられている。朝倉氏によれば、ハーバーマスはこれらの論争を通じて、「複合的・社会において自我同一性と集団的同一性をいかに理性的に形成するか」(13)という問い合わせに対して答えることを課題とするようになり、「妥当要求の認証を吟味する討議の形式に合理性を求めるほかない」(14)という結論を明確に導いた。したがって、討議倫理学は形成されるその端緒においてすでに、序論において示された問題状況に応えるものとして構想されていたことになる。さて、ハーバーマスは実証主義を批判するうえでガダマーの解釈学に対して高い評価を与える。事実に対して一般的な規則を適用する際に必然的にともなう実証主義の循環の問題を、解釈学が明るみに出すからである。しかし同時に、解釈学は言語を実体視することによって、解釈が行なわれる際に依拠する規範などの準拠体系を不可視にする。それは、事実として妥当しているにすぎない準拠体系が自明視され、その妥当性については問われないことを意味している。同じことは、ルーマンのシステム論についてもあてはまる。システム論では、事実として通用しているにすぎない事柄が、複雑性の縮減というロジックによって機能主義的に正統化されてしまうからである。それに対して討議倫理学は、〈事実としての妥当〉や〈事実としての通用〉を、(後の章で詳細に分析される) 妥当要求の事実的な承認にすぎないととらえ、妥当要求は要求である以上その妥当性に関してつねに批判的な討議にさらされ、認証される必要があると考える。こうした討議こそは、コミュニケーションの合理性を成立させるものである。しかもこの合理性は、袋小路に陥っていた批判理論に対して、新たに規範的基盤を与えることができる。『啓蒙の弁証法』が道具的理性批判によって理性を全面的に批判し、理性自身の反省による自己批判を不可能にしてしまったのに対して、対話による意見形成や意思形成を可能にする対話的公共性を規範として、生活世界の病理や歪みとして現れるシステムによる生活世界の植民地化を批判できるようになるからである。

すでに第一章において、本書で主張される事柄の大枠が示されたのに対して、第二章「討議倫理学の一般的性質と討議の諸タイプ」では、討議倫理学が精緻化されてゆくとともにハーバーマスの用語の意味がどのように変遷してきたかに関して、ありうる誤解を避けるために文献学的な考察がなされる。まず、ハーバーマス自身の言葉に従って、討議倫理学がもつ4つの一般的性質（「義務論的」、「認知主義的」、「形式主義（手続き）的」、「普遍主義的」）について簡潔な説明がなされた後、A. フェラーラの論文に則り、「討議倫理学の発展行程」(41)が4つの時期に区分される。それによれば、準備期(1972-81)およびコミュニケーション・パラダイムの古典的定式化の時期(1982-83)において、実践的討議の意味は曖昧であるが、調整期(1984-91)において正義(Gerechtigkeit)と善(Gut)が厳密に区別され、規範的妥当性は法的、道徳的、政治的妥当性に、そして実践的討議のタイプも3つに分類されるようになる。さらに現在の段階(1992-)

では、これまで周縁的な地位が与えられていたにすぎない善に関わる倫理的討議が、プラグマティクな討議および道徳的討議とならぶひとつの重要な実践的討議として、数えられるようになっている。これらの3つの討議は、それぞれ実践理性のプラグマティクな使用／倫理的使用／道徳的使用に対応し、自己の目的と選好を出発点とする行為者自身のパースペクティヴ／自分自身の善や生活設計というパースペクティヴ／自己中心性から完全に決別したパースペクティヴから、合目的性／善／公正さをテーマとし、行為の技術的・戦略的指示／臨床的忠告／道徳判断を形成する(57ff.)、といった具合に分類されることになる。

倫理的討議の位置づけが変わった理由は後半の章で論じられ、第三章「コミュニケーション的行為と正統化の問題」では、第一章で論じられた事柄の裏づけが行なわれる。つまり、ハーバーマスによって「正統化問題がいかにして正当化の問題として論じられるにいたったか」が検討され、このような展開がもつ「正統化問題に対する意義とその可能性(69)について考察される。さて、資本主義社会における行政システムの正統性は、それがサンクションや個々の成員の利害関心に基づくかぎり、合理的な動機づけを得られず、危機的状況を免れえない。では合理的な動機づけはどのようにして確保されるのか。ハーバーマスは、正統性をひとつの妥当要求ととらえる。したがってそれは「つねに議論の余地を残しており」「正当化を必要とする」(81)。正当化は、討議の参加者すべてが議論を通じてよりよい論拠に基づいて合意を達成することにおいて見出されるので、このプロセスによって合理的な動機づけが確保され、手続き的正統化が果たされることになる。ハーバーマスの見るところ、近代国家は市民が自発的に法秩序を承認するように求めており、またこうした意味での正当化の能力をもっているのでもある。しかしこのような形で、正統性の問題が正当性の問題へ「還元」(83)されてしまうことに対して朝倉氏は批判的であり、むしろハーバーマス自身の正当性に関する議論のなかに、正統性の問題に対してもちうる意義と可能性を求めている。それは、ハーバーマスの市民的不服従に関する議論である。ハーバーマスはここで、対等な対話状況にない現実において、正当性の観点からなされる象徴的行為として市民的不服従を認めている。このときハーバーマスは、「包括的で開かれた民主主義のプロセスを通じて形成される意見や意思にもとづいて、国家がいわば下から正当化されなければならない」(85f.)と考えていることになる。既存の正統性はつねに議論において吟味されなければならず、そのための制度も整えられなければならないのである。

第四章「討議原理と道徳原理」では、前半において『道徳意識とコミュニケーション行為』(1983)で論じられた討議原理と道徳原理の関係が『事実性と妥当』(1992)では再考されていることが明らかにされ、後半においてこの再考と同一の見解に基づいたハーバーマスのアーペル批判が再構成される。再考は、2つの原理の根拠づけ関係に関するものである。当初は、道徳原理が討議原理を根拠づけると考えられていたが、『事実性と妥当』では、討議原理が道徳と法に対して中立的であり、討議原理から相互補完的な道徳と法が等根源的に導出されうると考え直されている。討議原理こそが道徳原理と民主主義原理とを根拠づけるのであり、「道徳理論が法規範ないし法理論の上位に立つことはない」(97)。これが再考の結論であり、このスタンスからハーバーマスは、同じく討議倫理学を論じるアーペルを批判する。ハーバーマスによれば、

討議倫理学の課題は判断形成の不偏不党性を保証する手続きを示し、討議に普遍的かつ必然的に含まれる論議の規則を明らかにすることにある。ハーバーマスにとっては、このような「討議の語用論的前提の解明それ自体」(107)が論議の規則の根拠づけを意味している。なぜなら、道徳的命令はそれ自体がすでに規範であるからであり、にもかかわらずさらにこの命令を反省して義務づけを根拠づけようとすれば、それは<超規範(Supernorm)の根拠づけ>を意味してしまうからである。アーペルはこうした<哲学的な>試みによって、「道徳原理に政治的意思形成という意味での政治理論的・法理論的問題設定を抽象的に先取りして組み込もうとしている」(109)ことになるが、それは道徳原理によって法および民主主義原理を根拠づけるというハーバーマスが斥けた発想に他ならない。道徳的問いは、哲学が特権的に答えを与えるべきものではない。どのように答えるかは——ハーバーマスの討議倫理学に従えば——それぞれのコンテクストを背景として賢慮ないしは反省的判断力を働かせる討議の参加者たち自身に委ねられることになるだろう。

第五章「妥当要求、妥当と妥当性」では、真理性要求と規範的正当性要求に関するハーバーマスの区別の仕方が批判的に考察されるとともに、第一章でふれられた妥当と妥当性のダイナミックな関係がもつ可能性について論じられる。ハーバーマスは、真理性要求が関係する事実の世界について、事態は真なる言明によって確認されるかどうかに関わることなく存在し、しかも実在する事態と真なる言明との間には一義的な関係があると考えている。朝倉氏はここに「ハーバーマス流の『物自体』」(121)を読み取り、「鉄は磁性をもつ」というハーバーマス自身が挙げる例に則して反駁を試みる。ハーバーマスは、鉄が磁性をもつことを事実的・客観的世界に属する事柄として考えているが、しかし物がある性質をもつということは、われわれが「機能連関を物に帰属させ」たことの「結果」に他ならないのであって、「われわれの間主観的・実践的連関を抜きにしてはありえない」(124f.)ことである。したがって、真理性要求も規範的正当性要求と同じように、間主観的に承認されるものである。ところで、真理性や正当性に関して間主観的な一致が見られるときというのは、何が真理であり何が正当であるかを定める基準に関して、間主観的な一致が<事実として>成立しているときである。すると、間主観的な一致とは「しょせん」(129)<事実として通用していること>にすぎなくなるのだろうか。ここで、討議において考えられるすべての論拠を顧慮するとともに関連するすべての異論を汲み尽くすという理想的な条件を想定し、このような条件下で同意・了解に達した事柄こそが妥当性をもつと考えることで、妥当と妥当性のダイナミズムが見えるようになる。ある妥当要求は当事者たちにとってのみ通用しているだけかもしれないため、その妥当性を問われなければならないが、しかまた、討議において新たに異議申し立てがなされるまでは、それは一般的な妥当をもつことになるのである。

妥当と妥当性のダイナミズムは、インフォームド・コンセントなど医療に関する問題において、実例を見ることができる。第六章「医療における討議倫理学」では、これらの問題への討議倫理学の適用が検討される。1960年代以降、主としてアメリカを中心にパターナリズム医療への対抗モデルとして自分自身の生命に関する患者の「自律（自己決定権）」(141)が力をもつ

ようになった。しかし、M. ミースや C. ギリガンが適切に批判するように、自律的な主体といつてもそれは実際には、たとえば「財産所有者」(149)のような限られた人間でしかなかった点を見逃してはならない。討議倫理学は、「『傷つきやすい人間への尊厳』を基礎とし、自律を損なうことなく共同性を確保することを目的」(161)としており、それゆえ医療倫理への適用が試みられるのである。たとえば、討議倫理学が重要視するく当事者のパースペクティヴに立つことくを可能にするために、従来とは異なり、痴呆症患者自身の言葉を聞き取ることが当為とされたり、またQOL測定基準をめぐるコミュニケーション状況を討議倫理学的視点から反省することによって、疾病がたんに物理的・身体的現象にすぎないのでなく文化的なものでもあることが判明し、こうした認識から始まる新たな対話が提案されたりする。ハーバーマス自身も討議倫理学を適用し、人間のクローン化に反対する論拠の一つとして、クローンとして生まれてきた当人のくかけがえのない同一性形成くが阻害されることを挙げている。これは、討議倫理学によって行為者自身のパースペクティヴが導入されたことに基づく論拠であり、また朝倉氏も、「討議倫理学は……当人のパースペクティヴという『道徳的自己理解』の観点を導入することで、生命・医療倫理の新たな次元を開く可能性をもっていると思われる」(163)と言う。

第六章において討議倫理学の医療倫理への適用が検討されたのに続き、第七章「正義（公正さ）とケアについて」においても、討議倫理学の応用問題が扱われ、副題（「討議倫理学とケア倫理学の架橋のために」）が示すように、両倫理学の連携ないしは統合が企てられる。まず、ケアの概念史が簡潔に論じられた後、(倫理性と自然的性差とを本質主義的に関係させる点が批判されつつ) ギリガンのケア倫理の特徴が示される。ギリガンは、公正さや権利といった抽象的な理念や、自律および人格への尊敬といった不偏不党的な原理を内容とするく正義の倫理くに、ケアや愛、友情といった（具体的な）他者に対する関係を価値の中心におくくケア倫理くを対置する。「ケアの倫理が強調するのは、他者を含む環境の諸要素との密接な相互連絡網を認識し、対話を重ね、関係網を強化することの重要性」(190)である。ギリガンの批判を受けたコールバーグはケア倫理を保証するものとしてく善意くをもち出しが、ハーバーマスはく善意くが「スーパーエロゲーション的行為であり」「道徳的義務として根拠づけることはできない」(192)ため、コールバーグとは別の仕方で2つの倫理を統合しようと試みる。出発点となるのは（コールバーグと同じく）、社会化を通じてしか個体化されえない人間の傷つきやすさであり、傷つきやすい個々人に対する等しい尊敬である。各人は相互承認関係のネットワークのなかでのみ、傷つきやすいアイデンティティを相互に確立でき、かつそれぞれが帰属する集団のアイデンティティによってこれを安定させることができる(vgl.193)。ハーバーマスは、く各人の尊厳に対する等しい尊敬くを「一個同一の根源」(173)として、各人が自己自身を規定する自由を等しくもつことのく正義くと、生活形式を間主観的に共有する仲間の福祉に関係をもつく連帶くという相互補完的な原理を導くのである。

末尾の第八章「討議倫理学の意義と可能性」においては、討議倫理学を内在的に批判することによってこれに意義を認めつつ可能性をさぐる3つの研究が検討される。S. ベンハビズは、ギリガンが具体的な人間関係にもとづくケアと責任の問題を道徳の中心問題としたことと、普

普遍主義的正当化とケアの問題に対して対話モデルを提供したこととを評価する(vgl.205)。対話は、「すでに確立されている一連の規範や慣習の再生産」の場としてではなく、これらの「規範や慣習に疑問を投げかけ、普遍的観点から承認に値する妥当性を有するのかどうかを判定する」(208)場として重視される。また、具体的な人間関係への着目から、自己は、無時間的なアイデンティティではなく、物語的な統一体としてのアイデンティティをもつものとして考えられる。W. レーグは、「不偏不党性とケアの関係について『適用の討議』で答えようと試みる」(210)。必要なのは、規範の妥当を根拠づける正当化の討議とともに、ある状況においてありうる観点すべてを不偏不党性的立場から熟慮し、規範をその状況に適切に根拠づける「適用の討議」なのである。しかも、適用はたんに意味論的明確化の問題ではない。もしそうであれば、正当化的レヴェルでさまざまな規範の意味に同意することは、それらの規範の優先順位を決定するランクづけについてもすでに同意していることを意味するからである。〈適用の討議〉においては、対立する規範や利害関心のまさしく明確化とランクづけが間主観的なテストを通じて新たに行なわれるのであり、さらにまたこの討議は正当化の討議によって補完され、討議の結論が普遍化可能かどうかについて、「再度問われなければならない」(214)。フェラーラは、道徳的討議が万人にとっての善とは何であり、人類の一員としてのアイデンティティとは何であるのかという倫理的討議からは厳密に区別できないどころか、むしろ前者は後者の特殊な事例であると考える。したがって、不偏不党性や公正さは「人類にとっての善に関するわれわれ自身の直観と両立可能でなければならない」(218)と言う。

これらの内在的批判のうち、朝倉氏はまずフェラーラの議論に対して、道徳的討議を倫理的討議の一審級ととらえるのではなく、ハーバーマスに則って両者の区別を堅持しつつ、しかしながらコントの公的／私的の区別と同様にこれを相關的な区別と考え、2つの討議の「相互作用性・相互補完性」(221)を強調する。レーグについては、2つの討議が区別される点と普遍化原則に関して「強い」解釈を行なわない点に関して、ハーバーマスとの一致が見出される。ベンハビブは、ケアの倫理を主張しつつも、それが「具体的人間関係にとらわれやすいことと、差異が強調されることに慎重」(223)であり、レーグとは一定の距離がある。しかし、ベンハビブが普遍主義と具体的な他者の欲求および福祉とを相互補完的なものとして考えようとしていることは、普遍主義対相対主義という二元論的対立を克服する取り組みとみなすことができ、ここにおいてやはりベンハビブとハーバーマスの一致が見出されている。

以上のような各章ごとの要約から明らかとなるのは、本書では序論において示された方向性どおりに、価値観が多元化する現代社会においてどのようにして生活形式の文法を正当化しろのかという問題に対して、討議倫理学の意義および可能性を論じることによってひとつの解答が与えられようとしていることである。第一章では、確立されるその端緒においてすでに、討議倫理学がこの問題に答えようとする議論であったことが検証され、第三章において、討議倫理学が正統化問題を正当化問題として捉え、正統性はひとつの妥当要求であるからつねに討議を通じた合意に基づく正当化を必要としていると考えていることが示される。この正統化／

正当化の問題は、第五章で示されるように妥当／妥当性のダイナミズムの問題として論じることもできるが、それは討議倫理学が、討議において考えうるすべての論拠を汲み尽くすという理想的な状況を想定するからこそである。第二章、第四章は、それぞれ討議倫理学をこのように解釈するうえで問題となりうる用語の使用法を文献学的に整理し、全体の論旨をフォローする章となっている。この2つの章も含めて第五章までは、いわば討議倫理学の理論的見地からの意義と可能性がテーマ化されているのに対し、第六章、第七章では、その応用編が展開されている。医療倫理への適用やケア倫理学との対話から、傷つきやすい人々に対する等しい尊敬を要求し、当事者のパースペクティヴに立つことを当為とする点に討議倫理学の意義と可能性が見出され、この倫理学がたんに理論的な営為にすぎないというわけではないことが確認される。このような応用問題を踏まえた上で、第八章において討議論理学が総合的に検討されるのである。

さて、著者は本書末尾で、討議倫理学が今後克服すべき課題として、討議における主体の変容についてどのように論じることができるかということ、また生命・自然への人工的介入・操作という現実を前に、自然観の変容をどのように論じることができるかということを挙げている(226f)。以下では、これらの課題以外に評者が問題となりうると考える事柄について簡単に指摘しておきたい。討議倫理学の意義と可能性は、傷つきやすい各人の尊厳を等しく尊敬することを根本原理とし、この観点から、既存の規範や慣習をたんに反復するのではなく、その正統性ないし妥当を討議にかけ正当性に関する問い合わせに答えを与えうるような問題構制を討議倫理学が備えている点に見出されていた。ポイントは、評判の悪い理想的発話状況のようなものを提出するだけではなく、<当事者のパースペクティヴ>という具体的な視点が確保されたうえで、正当性が論じられたことにあるだろう。しかし、抽象性を克服することになっているこの具体的な視点が、非常に問題を孕んでいると思われる。たとえばアイデンティティ・ポリティクスの主張者に見られるように、討議において妥当要求の論拠が当事者性におかれの場合、当事者であるということが妥当要求を認証する決め手となり、いわば当事者のパースペクティヴが特権化されてしまうので、当事者以外の視点からの異議申し立てはもはや受けつけられないことになってしまうだろう。しかし妥当／妥当性、正統性／正当性の区分は、そもそも当事者にとって通用する事柄が必ずしも普遍性をもつわけではないことを視野に収めていたはずである。<当事者のパースペクティヴ>の強調は、場合によっては、討議におけるよりよき論拠に基づいた強制なき合意という討議倫理学の基本構想の存立そのものを危うくするのである（クローン人間でもないハーバーマスが、クローン人間として生まれてきたく当事者のパースペクティヴに基づいてクローン人間に反対する議論には、<当事者のパースペクティヴ>を僭称する問題も見出される。討議倫理学が<当事者のパースペクティヴ>をわがものとする論拠は、しかしどこにもないだろう）。「具体的な他者の声を聞き届ける」「原理や手続き、制度の精緻化とその実現」(226)はたしかに重要であろう。しかしひんハビブの言うように、「具体的人間関係にとらわれやすいことと、差異が強調されることとに慎重」(223)であるべきではないだろう

【書評】朝倉輝一『討議倫理学の意義と可能性』

か。

(ふなばやすゆき 大阪大学大学院文学研究科助教授)

[キーワード]

討議倫理学 妥当／妥当性 正統性／正当性 連帶